

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月29日
【会社名】	株式会社ツクイ
【英訳名】	TSUKUI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津久井 督六
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役管理推進本部長 小林 司
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である津久井督六および最高財務責任者小林司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有している。その責任の遂行に当たり、当社は企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」および「同実施基準」に示されている内部統制に係る基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備運用している。なお、内部統制は固有の限界を有するため、適切に整備および運用されている場合であっても財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

（評価の基準日）

当社は、当事業年度末日である平成22年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を行った。

（評価手続の概要）

本評価においては、内部統制規程により評価の方針を定め、内部統制評価計画書に基づき、代表取締役社長の指示のもと、財務報告全体に影響のある全社的な内部統制の整備および運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる業務プロセスにおける財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって内部統制の有効性に関する評価を行った。

（評価範囲）

財務報告に係る内部統制の評価の範囲としては、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。当該評価範囲を決定した手順、方法等としては財務報告に対する金額的および質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

この評価範囲については、各事業拠点の前事業年度の売上高の高い事業から合算し、売上高の概ね2/3に達する在宅介護事業に係る事業拠点を「重要な事業拠点」とした。その重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金および人件費に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、それ以外の業務拠点をも含めた虚偽記載の発生可能性も見込まれ、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して、評価対象に追加した。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当社代表取締役社長津久井督六は、平成22年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。